

一八
官に諒解運動をなしたる事は、歴然たる事實である。されば此點に就いて福永千葉縣知事の如きは左の如く語つて居る。

「私が積極的に乗出さぬのは、會社が乗出す事を斷乎拒絕して居る爲めでもあるが、内務省が省の方針として、手を出してはならぬと通牒して來たからである。内務省が斯うした方針をとつて居るのは、畢竟會社側の宣傳が内務當局へ徹底して居るに反し、爭議團側の宣傳が行届いて居ない結果と見るより仕方がない（國民新聞千葉版三月十四日）」

それかあらぬか、労働者の過失的犯罪は、これを峻厳に取締り且檢舉したるに反し、會社側の暴力行為の取締りは甚だ緩慢にして、彼の行徳支部事務所の如き、白晝公然として會社幹部に引率されたる數十人の暴力團に破壊されたにもかゝらず、警官は漫然之を傍觀し、告訴したるも取調べは遅々として進まず未だ一人も檢舉されて居らぬ状態である。

従つて、松岡解決案の如きも「徹底的闘争か、徹底的降伏より外に道はなからう」（森氏の言）と稱して顧みられず、政府は爭議より發生する事件の取締りと檢舉に没頭して、以て能事終れりとなし、會社又之に應じて「この案は幾多經營參加の意味を含んで居り同意し難し」（廿六頁九行）とな

し、其後に於いて反つて全員の解雇を斷行し、事態を益々險惡ならしめた。

右解決案が、果たして「會社の經營參加を意味する」ものなるや否やは、識者の一見して明らかなる處なるも、要するに國家道理が行はるゝならば、この爭議の如き、おそくも昨年の十一月には解決して居る筈である。

（ホ） 爭議團大會、松岡に解決を

無條件一任す

二月二日に開かれたる爭議團大會は、無條件を以つて松岡同盟會長に解決を一任し、二月六日第一回、二月八日第二回の會見をなしたるも、會社は徹底的勝利者の態度を以つて臨み「解決案を存せず」と稱して松岡に對し「會社がいかなる解決を希望して居るか想像して、その想像に基いて解決案を立て、貴ひ度い」と主張し、第一回會見當日、會社暴力團の一人は組員三名に致命的傷害を與へ或は故意に會見に關する虚偽の事柄を新聞記者に報導する等、一つとして誠意を認め得ず然し乍ら重大なる使命を感じて隠忍自重、十三日の第三回の會見に臨むや、會社は漸く大體左の如